

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第75条第2項
処 分 の 概 要	自動車の使用制限命令（下命・容認に係るもの）
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	自動車の使用者等が<u>前項</u>の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。 ※ <u>前項</u>（第75条第1項） 自動車（重被牽（けん）引車を含む。以下この条、次条第1項及び第75条の2の2第2項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。
処 分 基 準	別紙のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	

別紙

自動車の使用制限等に関する規程（平成2年12月28日公安委員会規程第5号）

別記第1

（第5条関係）

下命・容認に係る使用制限の処分量定基準

第1 用語の意義

この基準における用語の定義は、本則に定めるもののほか次に定めるとおりとする。

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定（運転代行業者について読み替えて適用される場合を含む。）に基づき、埼玉県公安委員会が自動車の使用者（運転代行業者について読み替えて適用される場合は、運転代行業者）に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者（読み替えて適用される使用制限については、運転代行業者、その安全運転管理者及び副安全運転管理者）をいう。

(3) 処分対象行為

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第26条の6（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第4条の規定により読み替えて適用される政令第26条の6を含む。）各号に規定する使用制限の基準に該当する場合における当該処分の事由となる使用者等の違反行為をいう。

(4) 処分事情

政令第26条の6第2号の表下欄の第2号及び第3号に掲げる事情をいう。

(5) 処分前歴

政令第26条の6第2号の表下欄の第1号に該当する事実をいう。

第2 処分量定の基本

政令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の基準に該当することとなった場合における使用制限の期間の量定については、同条に規定する処分対象行為及び処分事情（処分前歴に係る事情を除く。以下同じ。）ごとに、その内容に応じてそれぞれ点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

第3 処分対象行為及び処分事情に付する点数

1 処分対象行為に付する点数

処分対象行為に付する点数は、次の表に掲げるとおりとする。

なお、処分対象行為の種別の意味は、政令別表第2備考第2号に規定するところによるものとする。

処 分 対 象 行 為 の 種 別	点 数
酒 酔 い 運 転	36点
麻 薬 等 運 転	36点
無 免 許 運 転	26点

無資格運転転	16点	
酒気帯び運転転	16点	
過労運転転等	16点	
速度超過	6点	
放置駐車違反	6点	
積載物重量制限超過	10割以上	6点
	5割以上10割未満	4点
	5割未満	2点
積載物大きさ制限超過	2点	
積載方法制限超過	2点	

2 処分事情に付する点数

(1) 自動車の使用者等の違反行為に付する点数

処分事情のうち、自動車の使用者等の違反行為については、運転者が下命又は容認に係る違反行為を行った場合にのみ、前記1の表に掲げる点数を付するものとする。

(2) 交通事故に付する点数

処分事情のうち、使用者等の下命又は容認により自動車の運転者が違反行為をし、よって人の死傷又は建造物の損壊に係る交通事故を起こした場合に付する点数は、次の表に掲げるとおりとする。

なお、重傷事故又は軽傷事故の区分は、政令別表第1の2の表に規定するところによるものとする。

交 通 事 故 の 種 別	点 数
死 亡 事 故	40 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10 点
建 造 物 損 壊 事 故	

第4 処分量定の方法

1 処分量定の基準点数

処分量定の基準点数は、第3の1及び2に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計したものとする。

2 処分期間の量定

処分期間の量定は、基準点数及び処分前歴の回数に応じ、次の表に定める期間を上限として行うものとする。

処分前歴 の回数 基準点数	な し	1 回	2 回	3 回以上
6 ～ 10 点		20日	40日	60日
11 ～ 15 点	10日	30日	50日	70日
16 ～ 20 点	20日	40日	60日	80日
21 ～ 25 点	30日	50日	70日	90日
26 ～ 30 点	40日	60日	80日	100日
31 ～ 35 点	50日	70日	90日	110日
36 ～ 40 点	60日	80日	100日	120日
41 ～ 45 点	70日	90日	110日	130日
46 ～ 50 点	80日	100日	120日	140日
51 ～ 55 点	90日	110日	130日	150日
56 ～ 60 点	100日	120日	140日	160日
61 ～ 65 点	110日	130日	150日	170日
66 点 以 上	120日	140日	160日	180日

第5 処分量定上の留意事項

1 政令で定める基準との関係

第4により処分量定を行った結果、処分期間が政令第26条の6第1号及び第2号に処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

2 処分事情に係る処分量定上の留意事項

(1) 処分事情のうち、使用者等の違反行為の数え方については次の例によるものとし、法第75条第1項における刑罰上の評価にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認の行為ごとに1回として数え、必ずしも運転者が下命又は容認に係る違反行為を行うことは要しないものとする。

ア 使用者等が、同時に数人の運転者に対して下命又は容認を行った場合には、数個の違反行為として数える。

イ 使用者等が、運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、1回の行為として数えるものとし、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認した場合には、その容認行為が行われるごとに1回として数える。

なお、運転者が、下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反行為として数える。

ウ 使用者等が、運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、数個の違反行為として数える。

(2) 処分事情の対象となる下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

3 期間の計算

(1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了する。

(2) 処分事情中の「過去1年以内」の起算日は、処分対象行為をした日とする。

(3) 処分前歴は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算する。

(4) 1年間は、365日とする。

4 読み替えて適用される使用制限に係る留意事項

(1) 運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、使用者等が、その運転代行業の業務に関し、自動車の運転者に対して読替え後の法第75条第1項各号の違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合で、次のいずれかの場合である。

ア 運転代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車（以下「随伴用自動車」という。）が無資格運転（法第75条第1項第5号）及び過積載運転（法第75条第1項第6号）をした場合

イ 随伴用自動車以外の運転代行業の用に供される自動車の運転者が、無免許運転（法第75条第1項第1号）、最高速度違反行為法（法第75条第1項第2号）、酒気帯び運転等（法第75条第1項第3号）、過労運転（法第75条第1項第4号）、無資格運転（法第75条第1項第5号）、過積載運転（法第75条第1項第6号）又は放置行為（法第75条第1項第7号）をした場合

(2) 運転代行業法第2条第6項に規定する代行運転自動車（以下「代行運転自動車」という。）については、使用制限の対象とならないので留意すること。